

かもがわ

迎春

奉
獻
禮
御
濟
參
日



「裁判員」は何のために？

坂元 和夫

目前に迫った実施

いよいよ、本年五月に裁判員裁判制度が実施されます。

裁判員は、選挙人名簿から無作為抽出で選ばれた候補者の中から、事件と関係があたり偏見を持っていないと思われる人などを除いていって最後に残った六人です。選ばれる確率は、都道府県によって人口や犯罪率が同じではないので多少は違ってきますが、三、四百分の一だろうと予想されます。

今まで刑事裁判とは何の関わりも持たなかった大多数の市民の皆さんも、今春からは否応なく裁判員問題に関心を持たざるを得なくなるでしょう。裁判員に自分が選ばれる確率は何百分の一であっても、

親戚、友人、知人、近隣の人などが裁判員になることは殆ど人の経験するところとなるからです。

国民の義務

裁判員になることには、相当な経済的、精神的負担を伴います。何日間か仕事を休まなければなりませんし、人の一生を左右し、時にはその生死を決める任務を果たさなければならぬからです。裁判員に選ばれた以上その任務を行うことは国民の義務とされ、理由なく断れば過料(罰金のようなもの)の制裁を受けます。辞退することができず、前に裁判員を務めた人の外、七〇歳以上の人、学生、病気の人、介護や幼児の養育

をしなければならぬ人、葬式への出席(原則は父母のみ)あるいは事業に著しい損害が生ずる場合などに限られます。つまり、普通の意味での仕事や家事の忙しさは辞退の理由になりません。

負担を正当化する理由

国民が等しく国に対して負う義務としては、例えば、納税義務とか証人出廷義務があります。国の財政を支える税金を国民がその能力に応じて負担すべきことは当然で憲法にもその旨の規定が置かれています。証人出廷義務は、憲法上の義務ではありませんが、民事、刑事の裁判が正しく行われることを目的として、裁判に有益な事実を知っている人に裁判所に出廷して証言する義務を負わせることに異論を述べない人はいないでしょう。この二つの国民の義務には、これを国民に課する理由があるということですが、では、裁判員の場合はどう

でしょうか。国民に裁判員を務めることを強制するに足りる理由とは一体何なのでしょう。うか。

裁判員法と最高裁の説明

裁判員法は、その第一条に、裁判員が刑事裁判に加わることで「司法に対する国民の信頼の増進とその信頼の向上に資する」からだという趣旨の目的規定を置いています。刑事裁判を主管する最高裁は、裁判員法の規定に基づいて、ホームページに裁判員制度Q & Aを載せています。その中の「どうして裁判員制度を導入したのですか」という質問に対して、「これまでの裁判は法律専門家だけで行ってきたが、高い評価を受けてきた反面、国民に理解しにくく時間がかかり過ぎて刑事裁判が国民にとって近寄りたくない印象を与えていた。国民から選ばれた裁判員がその知識経験を生かし裁判官と共に裁判を行うことにより、国民に理解しやすい裁判を実現でき、国民

の司法に対する信頼を深めることができるので、裁判員制度を導入した」という回答を載せています。要するに、刑事裁判を「国民に身近かて分かりやすいものにする」とことと「国民の司法に対する信頼を向上させること」が裁判員制度の目的だということです。「あなた方に分かりやすくするためあなた方を強制的に参加させるのだ」というのは、どこかおかしい感じがします。

「分かりやすい裁判」の意義

従来の刑事裁判が一般の国民に分かりにくかったことは事実ですし、「分かりにくい裁判」よりも「分かりやすい裁判」の方が望ましいことは言うまでもありません。ただ、「分かりやすい」ということは刑事裁判にとってどの程度の意味を持つのが問題です。最高裁の説明は、裁判の分かりやすさが何にも増して重要であるかのように聞こえます。例えば、「分かりにくいけれども正しい裁判」と「分かりや

すいけれども正しくない裁判」のどちらを取るか、あるいは、「分かりにくいけれども被告人の権利保障が十分な裁判」と「分かりやすいけれども被告人の権利保障が不十分な裁判」のいずれを取るかという例で考えると、答えは自ずと明らかでしょう。適正と被告人の権利保障は刑事裁判の生命線です。これが刑事裁判にとっての第一義的な価値で、迅速とか分かりやすさは、その次にくるものでしかありません。

裁判員制度導入の経緯

刑事裁判の現状について、弁護士会は、長年に亘って被告人の権利保障が不十分で冤罪を生みやすい運用がなされていると批判してきましたし、わが国を代表する刑事訴訟法学者の平野龍一東大名誉教授は、「わが国の刑事司法は絶望的だ」という厳しい評価を下しました。平野博士が言うのは、わが国の刑事裁判は、警察が密室の取調室の中で作成した被告人や参考人の供述調

書を検察官が上塗りして裁判所に提出し、裁判所がそれを追認する調書裁判になっており、法廷における証人調や被告人の供述は飾り物のようなもので判決にはあまり影響をあたえていないという趣旨でした。しかし、最高裁はこの平野意見を完全に無視しました。それどころか、前述の裁判員制度の広報では、従来の刑事裁判は「高い評価を受けてきた」と自画自賛していきま

す。高く評価してきたのは警察や検察だけです。何しろ、法廷に検察官から提出される供述調書を裁判所は一もなく二もなく信用し、被告人が密室の取調室でどのような心理的強制のもとに取り調べを受け、調書がいかに一方的に作成されたかを訴えても、裁判官は殆ど聞く耳を持たないの、検察官は法廷で何もしなくても有罪判決を得ることができるとさえ言われています。しかし、被告人・弁護人にとっては、これまでの刑事裁判は絶望を通り越して諦めの境地

だったと思われれます。いくら裁判官に訴えても、九九・九パーセントの有罪率のもとで先入観に支配されている裁判官にとっては、この被告人も見え透いた弁解をして何とか罪を免れようとしているとしか受け取ってくれないからです。

弁護士会は、長年に亘って刑事裁判のこの絶望的な現状打破の切り札として陪審制の導入を主張してきましたが、最高裁はこれに強硬に反対してきました。職業裁判官による裁判よりも素人裁判の方が優れていることなど認めるわけにはいかないのです。しかし、国民の司法参加には世論の強い後押しがありました。最高裁も反対を押し通すことが出来なくなり、職業裁判官と素人裁判官が協働する裁判員制度に落ち着きました。しかし、制度導入の本来の理由であった刑事裁判の絶望的な現状については、最後までこれを認めず現状には問題はな

入の理由が苦し紛れの「分かりやすさ」になってしまったのです。裁判手続の「分かりやすさ」は、素人裁判官制度を成り立たせるための装置に不可欠という意味でそれは手段ですし、それが一般国民にとっても「分かりやすく」なのは結果にすぎません。

「分かりやすさ」の功罪

刑事裁判を分かりやすくすることに意味がないわけではありませぬ。「分かりやすさ」は手続の透明さを要求するの、密室捜査がやりにくくなるほか裁判所という役所の風通しが良くなりますし、一般国民にとって裁判が分かりやすくなれば裁判に対する世論による批判監視が容易になります。これだけでも今の絶望的な刑事裁判は随分と良くなるでしょう。

しかし、裁判員裁判の仕組みや運用を整備していくうえで、制度の目的が手続の「分かりやすさ」だとすると、前述の刑事裁判の問題点の改

善がどうしても二の次となってしまうし、「分かりやすさ」に便乗した現状維持や改悪の危険性すら否定できません。

それだけでなく、裁判員を務めることを義務づけられる国民にとって、「分かりやすさ」が目的だということでは少しも大義を感じることができません。昨年一二月末に最高裁から通知を受けた全国二九万人の裁判員候補者からコールセンターへ寄せられた質問で圧倒的に多かったのが裁判員辞退についての質問だったことが象徴的です。もし、「皆さんが裁判員になることによって、絶望的な今の刑事裁判を良くすることができるとです」といふならば、先ほどの質問は、「どうしたら自分たち候補者が裁判員に選んでもらえるか」という積極的なものに変わるかもしれません。国民の一人一人が公益奉仕の意義を感じることでできないまやかしの制度目的のもとでは裁判員制度の行く末が案じられます。



二つのちょっといい話

尾藤 廣喜

ガンバレ「もやい」

世界金融危機の進行、「派遣切り」や「内定取り消し」の横行など、暮らしを直撃する暗い話が続く毎日です。そんな中、「反貧困」のリーダーとして活躍中の湯浅誠さん(かもがわ四一号参照)が事務局長をしているNPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」が、財政的に危機に陥っているとの話があったのが、昨年九月のことでした。

「もやい」は、ホームレスの人やネットカフェ難民など生活に困窮している人々の相談や生活支援をしている組織ですが、金融危機の影響で、年間予算の四割の一五〇〇万円ほどの援助

をしてくれていた不動産会社が九月に突然倒産し、大きな財政上の欠損が出てしまいました。このため、「もやい」自身も、昨年の年末をこせるかどうかという状態になり、一〇月一日から、急遽ホームページを使ってカンパキャンペーンを展開することになりました。すると二ヶ月に満たないうちに、何と寄付金総額が「三四二五万二三三四円」に達したというのです。

しかも、友人や知人だけでなく、全く見ず知らず人から「一〇〇万円」「二〇〇万円」という大口のカンパが寄せられ、「もやい」のメンバーは、予想外の反応に、驚いたり、感

激したり、ホッとしたりという状況。そこには、ワーキングプアの若者たちの互助組織を作りあげ、生活保護の申請同行から、労働者派遣法改正や社会保障費削減方針撤回運動まで、常に先頭に立ってきた「もやい」に対する、市民の心からの「支援」「期待」と「感謝」が込められています。

加えて言えば、京都でも、

同様の地道な活動をしている団体(京都自立支援バックアップセンターなど)は少なくありません。今年にはこれらの団体を市民で支える運動を強めたいと思っています。

但馬の底力

今、原爆症認定裁判は、大きな転機を迎えています。

国の一二連敗、被爆の実態を踏まえて、原爆の放射線による疾病を広く認める判決が相次ぐ中で、これま

で、自分の病気が原爆の放射線によるものであるとの申請(原爆症の認定申請)をあきらめていた多くの被爆者が、各地でやっと申請に立ち上がるようになりました。

兵庫県の北部、但馬地方は、二〇万人ほどの人口ですが、県の約四分の一の面積を占めており、この広い地域に、約八〇名の被爆者がおられると言われています。しかし、ほとんどの被爆者は、自分が被爆者であることすらも隠してひっそりと暮らしていました。

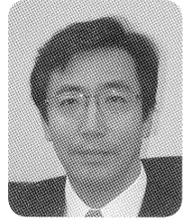
この地域に、郷地秀夫医師(同じく、かもがわ四一号参照)が「ろっぽう診療所」の医師として赴任し、被爆者の診療と相談に

なるようになってから、被爆者は、やっと重い口を開くようになりました。そして、被爆者手帳を持っていなかった人は手帳の申請を、また、原爆症に苦しむ人は、その認定申請をするように

なり、被爆後六三年経った昨年、やっと一人目の「原爆症認定」がなされ、現在までに、一二名申請したうち八名の被爆者が認定されたとのこと。これは、郷地医師とともに、地域の被爆者の相談にのる相談員の方が、広い但馬を、一軒一軒被爆者を訪れて、地道な相談にのられたおかげで、被爆者の輪は着実に広がっています。

お互いの助け合いから

この二つのエピソードに共通する点は、「一銭の儲けにならなくても、他人の苦しみの手助けをすること」に生き甲斐を見つけたことという思いがちながることの重要性です。公的責任を追求することも大切ですが、お互いの連帯(つながり)によって、地域を、また、政治を変えていくことも大切です。



山陰線旅情

山崎 浩一

初冬の山陰路風景

まいづる一号は、二条駅を発車し、重たそうな車体を軋ませ西へ向かった。師走の中甸ともなると、日本の海のカニや温泉がお目当らしき客もまばらにしか乗車していなかった。

しばらく市街地を縫うように走ると、嵐山の竹藪が迫ってきた。間もなく列車はトンネルの闇に入った。すると、突然に明るくなり、保津川が眼下に碧色の流れを迸らせていた。川岸に迫る白い岩肌に名残の紅葉の赤が映えている。急峻な山肌を杉の緑が覆い、ところどころに紅葉がアクセントをつけていた。

トンネルを抜けると、田

陽光を浴びながら、目を細めてのどかな風景を眺めていると、眠気に誘われてきた。

被告人の失踪

「先生、例の被告人の男性がいなくなりました。」

その連絡を自立支援センターの職員から受けて、ひよろり君は呆然とした。

彼が担当した国選事件は鴨川に停めてあった自転車を窃盗したという事件だった。被告人はホームレスとして鴨川の橋のたもとで生活していたが、コンビニが廃棄する売れ残り弁当を失敬して食べていた。しかし、ゴミ収集車が来てしまうと弁当は入手できず、そんな日には数件のコンビニを回らなければならぬ。迅速にコンビニを移動するためには自転車が必要というわけだった。

ひよろり君は被告人をホームレス状態から脱出させるため、福祉事務所の職員と交渉し、判決後に自立支援センターへの入所が可

能となった。公判では被告人は人生をやり直す決意を表明し、執行猶予となった。そして、被告人はセンターに入った。

それからわずか数日後に受けた電話だった。

「どうして？」ひよろり君は自問自答した。せっかくやり直すチャンスが手に入ったのに・・・

ひよろり君は、後日、ホームレスの支援者からこんな話を聞いた。ホームレスになる人には人とのつきあいが苦手な職場でうまく行かない人が多い、その人を支える人がいないと、仕事だけを提供しても続かないことがあると。

「そうか。僕はなんて馬鹿なことをしたんだ」ひよろり君のした事は更正の援助の名に値しなかった。彼はあらためて刑事記録を読み直した。そこには離婚した妻と二人の子供のことが書かれていた。ひよろり君が被告人に家族と連絡を

とって会いませんかと尋ねたが、被告人は、会ってくれませんよとつぶやいたのだった。福祉事務所からの連絡で被告人がもとの橋の下にいたことがわかった。

ひよろり君は、被告人の姉からもとの妻の連絡先を尋ねた。姉は、自分ですら、見放した弟のことだし、妻も絶対に会うはずがないと言いつつ添えた。そうかもしれないと思いつつも、ひよろり君は手紙を出して、被告人と子供を連れて来てくれないかと頼んだ。何の返事もなかった。

手紙

列車が既に綾部で折り返し運転に移り、景色が前方に流れているのを見て、ひよろり君は目的地に近づいたことを知った。鞆を開き、封筒を取り出した。差出人は舞鶴市の住所だった。中から取り出した手紙には、「二度話しを聞いてから考えます」とだけ書かれていた。



本当にやるの？

— 定額給付金 —

鎌田 則仁

大不況、金融危機の真っ只中、アメリカでは、任期満了によるものとはいえ、

大統領選挙、三分の一改選の上院議員選挙、全員改選の下院議員選挙が一举に行われ、政権交代が実現し、諸施策が講じられつつあります。さて、我が国はと言えば、解散・総選挙でようやく直近の民意を反映した政権が誕生する筈だったところが、少しでも与党有利にと解散を先送りしているうち金融危機に突入し、「選挙より景気」ともっともらしいスローガンが掲げられ、無為無策のままどんどん時が過ぎていっています。選挙をやっておれば、今頃は新政権が経済対策に

本腰を入れていたのではないのでしょうか。

★ 躓きの石の一つとなったのが、定額給付金支給案でしょう。一〇月三〇日に政府が発表した五兆円の新経済対策の柱であり、二兆円規模の財政支出をするというものです。もともとは消費喚起による景気刺激策でしたから、その意味では、「全世界に配る」という麻生首相の最初の話とは分らないことはありません。しかし、一方で、その経済波及効果は、GDPをわずかに上回る程度であり、選挙目当ての究極のばらまきであるという強い批判があり、他

方で、金持ちに金を渡すのはおかしいという批判が出て、迷走が始まりました。所得制限を導入すると、景気対策より生活対策の色合いが濃くなり、いくらお金で制限するのか、所得の確認をどのような方法で行うのかなど問題噴出、議論百出のあげく、一月一二日に政府・与党内でようやくまとまったのが、「一人一万二〇〇〇円、一八歳未満と六五歳以上には八〇〇〇円加算。所得制限は、各自自治体の実情に応じて判断し、制限する場合は所得一八〇〇万円を下限とする。」というものです。

★ これを三月までに支給開始しようというのですが、補正予算案や関連法案は、一向に国会に提出されていませんから、景気刺激効果はますます希薄となっまっていきます。生活対策ならより深刻な状況にあり、かつ経済への影響も大きい

雇用対策のためにお金を使うのが筋でしょうし、所得一八〇〇万円という高額なレベルでの所得制限では福祉政策としても落第でしょう。また、国民に一律に国の金を出すと国策について、所得制限という制度の根幹に関わる部分を市町村に丸投げするというのは、国としては無責任も甚だしいと言わざるを得ません。麻生首相は、これを地方分権と言っているようですが、地方分権というのは、給付金に相当するお金を市町村に渡し、これを景気対策、生活対策に資する事業をやってもらうということではないのでしょうか。地方には救急医療、防災等普段やりたくてもできないことがたくさんある筈です。また、麻生首相は、「現場に混乱はない」と断言しているようですが、どれだけの人数が窓口に殺到することになるのか計算されたこと

もないようですね。事務費

も莫大です(八〇億円とも試算されています)。更に、地方税なり国民健康保険料の滞納世帯からは差し引こうかと検討している自治体もあるようで、こうなると生活対策にすらなりません。

★ 住民基本台帳に実際の住所が反映されていない人もたくさんおられますが、生活対策が必要とされているこのような人々はどうなるのでしょうか。この定額給付金を配るといえるのは、どうみても未曾有の税金の無駄遣いです。世論調査をみても、国民は評価していません。それでもやりますか？



求人広告商法

徳田 敏

求人広告商法とは、本当は商品を売りつけることが目的であるのに、これを隠して求人を出し、応募してきた求職者に商品を売りつけるという悪質商法のこと、不況で求職者が増えるなかで被害も増えています。よくあるものとしては、仕事のためと称して、教材の購入や講座の受講を強いるものや、着物やパソコンなどの物品の販売がからむものなどのほか、パチンコ攻略法の情報提供が関係するものもあります。

救済方法

求人広告商法の被害者の救済手段としては、民法九六条の詐欺取消しや、消

販取引」があります。

訪問販売と言っても、特商法上の訪問販売は、一般に想起されるような自宅にきた押し売りに限定されるものではありません。商品などを売りつける目的を告げずに自宅外の特定の場所へ呼び出して契約をさせた場合も含まれますので、求人広告を見た人が仕事の面接などと言われて呼び出されて商品などを購入させられた場合には、特商法上の訪問販売にあたります(ただし、後に述べるように現在、商品が「指定商品」や「指定業務」である必要があります)。

訪問販売と言っても、特

と約束したかどうかが重要になります。

消費者契約法四条による取消しをして、支払ったお金の返還を求める方法がありますが、相手が騙したことや重要事項を告げなかったことなどについて、消費者側に立証の負担があることが少々難点です。そこで、特定商取引法(「特商法」)の適用があつてクーリングオフを行ってできる事案であれば、特商法で決められた法定書面が交付されたかどうかという形式的な事項で、お金の返還を求めることができますので、特商法によるクーリングオフを使うことがお勧めできます。その場合に適用可能な特商法上の契約類型としては、「訪問販売」と「業務提供誘引

もう一つの業務提供誘引販売取引とは、簡単に言えば、うちの仕事をするためにはうちの商品を買わなければなりませんよ、という取引で、求人広告商法の場合、商品や業務に限定はありませんが、その販売業者が消費者に仕事を提供(又は仕事のあっせん)をする

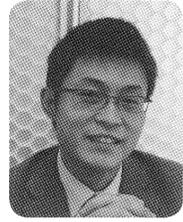
クーリングオフの期間は、特商法上の類型によって、訪問販売なら八日、業務提供誘引販売取引なら二〇日間という規定がありますが、特商法で決められた事項を決められた方式ですべて網羅した法定書面を消費者に交付しなければ、このクーリングオフ期間は進行しませんので、クーリングオフが可能な場合はかなり多いです。

このように、特商法のクーリングオフを使うことができる事案であれば、消費者側の立証の負担は少なくてすみ、簡易迅速な被害救済が可能です。

現状の問題点

特商法を使って求人広告商法の救済にあたる場合の問題点は、業務提供誘引販売の規制を使う場合は、業務提供をえさにした商品販売であつたことを消費者側

が立証する負担があること、訪問販売規制を使う場合は、対象商品や業務の指定制が続いており、求人広告商法の新商品の商品や業務に対応できないことがあげられます。平成二〇年六月に特商法が改正されて、訪問販売の規制対象として商品や業務が指定制から外す改正があり(「権利」については指定制)、訪問販売の規制対象が大きく拡大しましたが、改正特商法は一二月に迷惑メール規制の部分が施行されたに止まり、訪問販売の指定制の解除は未だに施行されていません。せっかく平成二〇年に特商法が改正されたのですから、各種の求人広告商法の被害者を簡易迅速に救済するためにも改正法の速やかな施行がまたれるところ



自由な情報選択の 落とし穴

富 増 四 季

昨年の正月にHDD(ビデオ)レコーダーなるものを購入して以来、七時のニュースをはじめ、気に入った番組を録画しておいて、帰宅後に見るという視聴スタイルが定着しています。先日、二〇〇八年流行語大賞にエドはるみの「グ〜!」が選出されたというニュースを見ながら、私は、おやつと思いました。大賞に選出されるほどの芸にもかかわらず、私はこの芸を見たことがなく、いつのまにか芸能ネタに疎くなっていた自分に気付いて驚いたのです。

今までこんなことはなかったのに、と自分の生活を観察していたところ、原

因がわかってきました。HDDレコーダーです。この機器を使うようになって私のテレビ視聴スタイルがガラリと変わり、バラエティ番組を見ることが激減していたのです。

以前は、帰宅してテレビをつけ、チャンネルを変えながら番組を探す習慣がありました。そうしている間に、ジャンルを問わず、様々な番組が目に入ってきましたし、思いがけず興味を引く番組を見つけることもあります。こうして、特に意識することもなく、バラエティ番組も含めた幅広い情報に触れていたのです。HDDレコーダーがある

今は違います。家に帰ると、まずは録画ニュースです。その後、時間があれば、次の番組は予約して録りだめしたなかから選べばよいので、番組選びのために漫然とチャンネルを変えることはありません。興味を引いたからこそ録画された番組のなかから、さらに一つの番組が選ばれるわけですから、私の個人的な興味に極めて忠実に偏ったものになっていくのは自然なことでした。

このような情報の選別と偏りに関しては、インターネット社会でも生じてしまう可能性があります。インターネットの世界は、個々の利用者が自由に、情報を発信・収集できることを特徴としています。このため、多様な価値観の共存と異なる人種・文化間の理解が促進されることを期待した人々もいたことでしょう。

しかし、私たちが、普段これらの多様性をバランス良く組み合わせさせて情報収集しているとは限りません。インターネットにおいては、検索技術の発達により、求める情報に向かって一直線にたどり着くことができず。このため、個々の人々がアクセスする情報は、その個人の興味と欲求に忠実に、一定の分野にどんどん偏ってしまうおそれがあります。

さらに、インターネットは情報収集の場であるのみならず、出会い系サイト、ブログなどのように、人の出会いを媒介し、これまになかった人間関係を生み出しています。しかし、ここにおいても、情報と同様、自分の好み一つで、無数の出会いのなかから快適な人間関係を選択し、不快なものばかり捨てることができ、こうした付き合いのなか

では、価値観の違う人々との意見交換をして、ねばり強く話し合っ、一つの結論をまとめ上げる、といった努力はほとんど必要とされません。興味がびたりとあう仲間うちで、既に持っている価値観や世界観が固定化して柔軟性を失い、他の考え方を許容しない傾向が生まれぬか、懸念されま

す。この傾向は、今後の民主主義や裁判員制度の運営などにも影響を与えるでしょう。議論によって意見の違いを乗り越えるスキルが共有されないまま、多様な価値観を単に寄せ集めるのみでは、混乱と機能不全が生じるだけです。情報化社会による価値観の多様化を、分断の作用のみに終わらせないためには、どのような教育や工夫が必要なのか、真剣に対策を議論すべき時期にさしかかっているように感じます。

かもがわ講座

刑事裁判における 被害者参加制度

事裁判に関わる制度はありましたが、今度施行された被害者参加制度は従来の制度とは質的に異なり、刑事裁判において被害者の当事者的地位を認める制度です。

被害者参加制度では、被害者は裁判所から許可を受けて「被害者参加人」という地位になることができ、被害者参加人は、検察官の権限行使（保釈意見、冒頭陳述、証拠意見、論告・求刑、控訴、上告）に対して検察官に意見を述べたり、法廷内に席を与えられて、情状証人に対する尋問、被告人に対する質問、事実や法律の適用についての意見陳述（量刑に対する意見も含まれます）をすることができるようになりました。

また、被害者が弁護士の援助を受けるために、弁護士を代理人に選任することはこれまででもできました。その場合には弁護士費用を自己負担するか法律援助基金からの援助制度を利用して弁護士を選任する必要があり、そのことが被害者が弁護士の援助を受けるにあたってのハードルになっていましたが、この被害者参加制度の施行にあわせて、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の改正法も施行され、政令で定める一定の資力要件をクリアすれば、被害者参加人にも国費で弁護士（被害者参加弁護士）を選定することも可能になりました。

平成一九年の刑事訴訟法改正により、一定の重大事件（殺人、傷害致死、傷害、自動車運転過失致死傷、強制わいせつ、強姦、逮捕・監禁、誘拐等の既遂未遂事件）の被害者が刑事裁判に参加する制度（被害者参加制度、刑訴法三二六条の三三以下）が創設され、平成二〇年一月一日に同制度が施行されました。

これまでも被害者の意見陳述（刑訴法二九二条の二）など、被害者が刑

また、被害者が弁護士の援助を受けるために、

大きく様変わりする年となるでしょう。